

二利用にあたつて(令和6年度版)

必要時間申請書を前月20日までご提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。許可された時間を持たた場合の取扱は①と同じです。

- ②時間外保育や延長保育の利用について
 - ①教育標準時間認定子どもにかかる時間外保育料金について
 - *すべて前月20日までにそれを申請書の提出が必要です。
 - *時間外保育や延長保育の利用について、なにかとご理解ご協力をいたさき、御礼申し上げます。
 - *利用を希望される場合は前月20日までに保育必要時間申請書を提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。
- ②保育標準時間認定子どもにかかる延長保育料金(月一金)
 - *許されば保育必要時間を超えた場合は前月20日までに保育必要時間申請書を提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。

ご利用を希望される場合は前月20日までに延長保育事業利用申請書を提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。

- ③保育短時間認定子どもにかかる時間外保育料
 - *17:30~9:00までの場合は月額 3,000円 1回300円
 - *17:01~18:30までの場合は月額 3,000円 1回300円

ご利用を希望される場合は前月20日までに保育必要時間申請書を提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。

- ④利用を希望された場合は前月20日までに保育必要時間申請書を提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。

*お子様登園日でも、保育が必要な場合は時間外保育を利用することができません。

- ⑤お土曜日の延長保育(18:30~19:00)は実施しておりません。

1. 教育・保育を提供する日について

お住まいの町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能日(休園日)が異なります。

- 対象者
認定区分
1号認定子ども
満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号
を必要とする児童
3号認定子ども
満3歳未満で保育を必要とする児童
振替休日

*※注)土曜日でも、保育が必要な場合は時間外保育を利用することができません。

*お土曜日の延長保育(18:30~19:00)は実施しておりません。

2. 教育・保育を提供する時間について

お住まいの町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能な時間帯が異なります。

- | 認定区分 | 教育・保育時間 | 利用可能時間 |
|------------------------|---------------------------------|-----------------------|
| 1号認定子ども
(標準4時間認定時間) | 教育・保育時間
9時~13時(※注1) | 9時~13時(※注1) |
| 2号認定子ども
(最大11時間) | 保育標準時間
7時30分~
18時30分(※注2) | 7時30分~
18時30分(※注2) |
| 3号認定子ども
(最大8時間) | 保育時間
9時~17時(※注3) | 9時~17時(※注3) |

(*注)9時よりもしくは13時を越えて保育を利用する場合は、時間外保育を利用することもできますのでご相談ください。(別途利用料が必要となります)。

(*注)7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間になります。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時30分~19時までの範囲内で、延長保育を提供いたします(延長保育の利用につきましては、保育料が安い、容易に園庭感染を防ぐためにです)。

(*注)3号から17時までの範囲内で、保育を必要とする時間になります。症状が見られたら、早めに受診してください。指定した後5日を経過し、かつ熱が下がつて3日を経過してから再登園となります。必ずお医療機関に相談ください。

(*注)3号から17時までの範囲内で、保育を必要とする時間になります。症状が見られたら、早めに受診してください。園内では、下痢症状が見られましたら、ご家族の方に直ちに連絡をします。出来る限り早いお迎え、受診へのご協力をお願いします。感染予防のため、お車や下痢便で汚れたお車の運転は、そのまま返却いたします。駐車・下痢症状が治まり、普段の食事が出来ることが再登園の目安となります。再登園には必ず「登園に関する意見書」が必要です。

(1)保育必要時間の認定や土曜日保育の利用について

◎すべて前月20日までに申請書の提出が必要です。

①保育標準時間認定2、3号認定子どもによる保育必要時間は勤務時間+通勤時間となります。

9:00以前、17:00以後のご利用を希望される場合は、保育必要時間申請書を前月20日までに提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。

②インフルエンザについて、医療機関にて感染予防の処置を行った上で登園許可となります。

③感染性胃腸炎について

感染症が強く、容易に園庭感染を防ぐために、园内では、下痢症状が見られましたら、ご家族の方に直ちに連絡をします。出来る限り早いお迎え、受診へのご協力をお願いします。

(*注)3号から17時までの範囲内で、保育を必要とする時間になります。症状が見られたら、早めに受診してください。園内では、下痢症状が見られましたら、ご家族の方に直ちに連絡をします。出来る限り早いお迎え、受診へのご協力をお願いします。

④新型コロナウイルスについて

監督官庁から最新の指導に従った対応をお願いいたします。

⑤アレルギー等について

ガドラインでは、「保育所において、保護者や嘱託との共通理解の下で、アレルギー疾患有する子ども一人の状況等を正しく理解し、子どものアレルギー対応を適切に進めることには、保護者の依頼を受けて、医師(子どものかかりつけ医が記入する②「保育所におけるアレルギー対応」)への対応をいたしました。当園は認定こども園ですが、この対応が重要です。」と述べられています。

「保護者は1年に1回②「生活管理指導表」(以下「生活管理指導表」といいます。)に基づき適切に対応する必要があります。その子どもの最善の利益を考慮し、教育的及び保育的な配慮を十分に行なう努力が必要となります。

「医療機関において発生した費用は、保護者負担となります。」と述べられています。

Ⅰ 生活管理指導表について

ガドラインでは、「保育所において、保護者や嘱託との共通理解の下で、アレルギー疾患有する子ども一人の状況等を正しく理解し、子どものアレルギー対応を適切に進めることには、保護者の依頼を受けて、医師(子どものかかりつけ医が記入する②「保育所におけるアレルギー対応」)への対応をいたしました。当園は認定こども園ですが、この対応が重要です。」と述べられています。

「保護者は1年に1回②「生活管理指導表」(以下「生活管理指導表」といいます。)に基づき適切に対応する必要があります。その子どもの最善の利益を考慮し、教育的及び保育的な配慮を十分に行なう努力が必要となります。

Ⅱ 主な疾患と園における対応について

ガドラインでは、「保育所において、保護者や嘱託との共通理解の下で、アレルギー疾患有する子ども一人の状況等を正しく理解し、子どものアレルギー対応を適切に進めることには、保護者の依頼を受けて、医師(子どものかかりつけ医が記入する②「保育所におけるアレルギー対応」)への対応をいたしました。当園は認定こども園ですが、この対応が重要です。」と述べられています。

「保護者は1年に1回②「生活管理指導表」(以下「生活管理指導表」といいます。)に基づき適切に対応する必要があります。その子どもの最善の利益を考慮し、教育的及び保育的な配慮を十分に行なう努力が必要となります。

・認定こども園にかかる子ども園はとにかくさき保育園(以下「園」といいます。)で初めて食べる食物は提供できません。家庭からお弁当及びおやつの持参となります。

・気管支ぜん息の治療状況を把握し、運動等の園生活について、事前に相談する必要があります。

⑥アトピー性皮膚炎の悪化因子は個々異なるが、室内の環境整備だけでなく、場合によっては外出遊び、プール時に対応が必要となることがあります。

⑦アレルギー性結膜炎

・ブルーの水質管理のための消毒に用いる消毒液は、角結膜炎がある場合には悪化要因となるため、症状の程度に応じて配慮が必要となります。

⑧アレルギー性鼻炎

・アレルギー性鼻炎の乳幼児は、原因花粉の飛散時期の屋外活動により症状が悪化する事があるため、配慮が必要となります。

・アレルギー性鼻炎の乳幼児は原則保護者が不在で、直接担当保育教諭にお預けください。保護者が出来ない場合は、園児緊急連絡票の送迎者欄に送迎者の氏名を記入してください。ただし、その送迎者は保護者にてり法規に責任能力を有する成人に限ります。また、緊急時にそこなえ、園児緊急連絡票は最新の事実に基づいて情報を記載し、提出してください。担任までの連絡や園児緊急連絡票の提出がなければ、場合のトラブルにつきましては、園は一切の責任を負いません。お子様の説明や器物の破損が見られない場合はその損害を賠償いたします。

⑨受け入れ predecessario が必ず园庭で対応する場合は、园は必ず园庭で対応する旨を記載しておいてください。万一事故やアラカルト等が発生しても、园は必ず园庭で対応する旨を記載しておいてください。

⑩受け入れ predecessario が必ず园庭で対応する場合は、园は必ず园庭で対応する旨を記載しておいてください。园は必ず园庭で対応する旨を記載しておいてください。

⑪园前の道路は通常路に指定されています。横断歩道上や島居前などは駐車しないようよろしくお願いします。

⑫园前の道路は通常路に指定されています。横断歩道上や島居前などは駐車しないようよろしくお願いします。

⑬园前の道路は通常路に指定されています。横断歩道上や島居前などは駐車しないようよろしくお願いします。

⑭园前の道路は通常路に指定されています。横断歩道上や島居前などは駐車しないようよろしくお願いします。

⑮园前の道路は通常路に指定されています。横断歩道上や島居前などは駐車しないようよろしくお願いします。

⑯园前の道路は通常路に指定されています。横断歩道上や島居前などは駐車しないようよろしくお願いします。

⑰园前の道路は通常路に指定されています。横断歩道上や島居前などは駐車しないようよろしくお願いします。

⑱园前の道路は通常路に指定されています。横断歩道上や島居前などは駐車しないようよろしくお願いします。

⑲园前の道路は通常路に指定されています。横断歩道上や島居前などは駐車しないようよろしくお願いします。

⑳园前の道路は通常路に指定されています。横断歩道上や島居前などは駐車しないようよろしくお願いします。

7. 薬服用について
園児が病気のために薬を服用する際は、保護者の手によつて薬を与えることが原則とされています。主治医の診察を受ける時は、園では原則として薬の服用ができないことにとじ、園児の在園時間帯を離れるようお願いします。しかし、時間帯を離れた時は、かんしい場合や緊急時等、やむを得ず薬を投与する場合に「与薬登録票」に必要事項を記載し、その内容を園と話し合いの上、担当保健師が保護者に代わり薬を投与したものが、或いはその医師の処方によつて薬局によって薬局の方に限ります。

①薬は、お子さんを診察した医師が処方箋を提出したものの、或いはその医師の処方に限ります。

②保護者の個人的判断で持参した薬は園として扱えません。

③薬の使用が原則として行なわれます。ただし、幼稚園・アド・一性皮膚炎などのように体温が高めで様子が悪い場合は、园としては、その判断はできませんので、そのつど保護者にご連絡するにこだわります。

④初めて使う保護者についてはお子さんと一緒に园へお越しください。

⑤熱が出たから飲ませる、「咳が出たら…」など、発作が起つたら…」などいろいろな症状を判断して与えなければならぬ場合は、园としては、そのつど保護者にご連絡しますので承ります。

⑥慢性の病気（気管支喘息、ひんかん、糖尿病、アド・一性皮膚炎など）や要介護度について、子どもの主治医または学校医は园の指示に従つとともに、相互の連携が必要です。

⑦持参する薬について
ト医師処方箋に題字に必ず「写真依頼書」を添付して下さい。なお、「薬剤情報提供書」がある場合には、それを添付してください。お使用する薬は一回ずつに分けて、当日のみご利用ください。

⑧自然災害時の対応について

①緊風警報もしくは特別警報が発令された場合

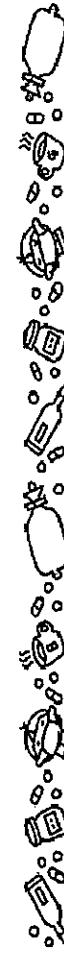
午前7時頃 大阪市に「暴雨警報」が発令された場合、臨時休園となります。

午前7時頃 大阪市に「暴雨警報」が発令された場合、登園時に雨の状態が厳しい場合は園や大和川の水位が高い場合に

は、保護者の判断で登園を見合わせてください。なお、園長の判断で臨時休園する場合があります。

②自然災害（大雨など）により大阪府内及び阪神尼ヶ谷駅止の場合は、職員が出勤できず、法令等に

遵守した安全な保育ができるまで、ご承知ください。



8. 地震発生時の対応について

①緊風警報もしくは特別警報が発令された場合

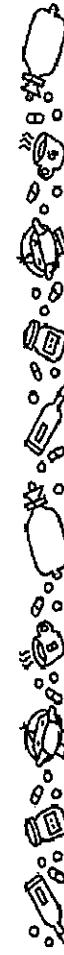
午前7時現在、大阪府内（ユートラベルを含む）が運休している場合は園休園となります。

②大雨警報や洪水警報の場合はありますかが、登園時に雨の状態が厳しい場合は園や大和川の水位が高い場合に

は、保護者の判断で登園を見合わせてください。なお、園長の判断で臨時休園する場合があります。

③自然災害（大雨など）により大阪府内及び阪神尼ヶ谷駅止の場合は、職員が出勤できず、法令等に

遵守した安全な保育ができるまで、ご承知ください。



9. 子どもの衣類、身に着ける物等について

園児が病気のために薬を服用する際は、保護者の手によつて薬を与えることが原則とされています。主治医の診察を受ける時は、園では原則として薬の服用ができないことにとじ、園児の在園時間帯を離れるようお願いします。しかし、時間帯を離れた時は、かんしい場合や緊急時等、やむを得ず薬を投与する場合に「与薬登録票」に必要事項を記載し、その内容を園と話し合いの上、担当保健師が保護者に代わり薬を投与したものが、或いはその医師の処方に限ります。

①薬は、お子さんを診察した医師が処方箋を提出したものの、或いはその医師の処方に限ります。

②保護者の個人的判断で持参した薬は園として扱えません。

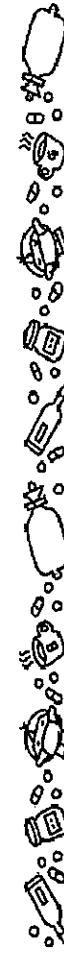
③薬の使用が原則として行なわれます。ただし、幼稚園・アド・一性皮膚炎などのように体温が高めで様子が悪い場合は、园としては、その判断はできませんので、そのつど保護者にご連絡するにこだわります。

④初めて使う保護者についてはお子さんと一緒に园へお越しください。

⑤熱が出たから飲ませる、「咳が出たら…」など、発作が起つたら…」などいろいろな症状を判断して与えなければならぬ場合は、园としては、そのつど保護者にご連絡しますので承ります。

⑥慢性の病気（気管支喘息、ひんかん、糖尿病、アド・一性皮膚炎など）や要介護度について、子どもの主治医または学校医は园の指示に従つとともに、相互の連携が必要です。

⑦持参する薬について
ト医師処方箋に題字に必ず「写真依頼書」を添付して下さい。なお、「薬剤情報提供書」がある場合には、それを添付してください。お使用する薬は一回ずつに分けて、当日のみご利用ください。



10. 持ち物について

①持ち物すべてに（家から着てくる衣類、下着その他の小物1つ1つにも）、組名にお名前をフルネームで記入しておいてください。

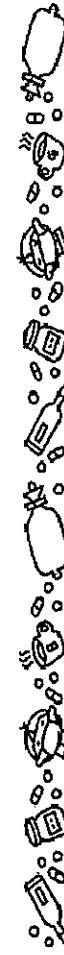
②園の本類をお貢献しやすい場合は洗濯の上、返却して下さい。

③コップは毎日持ち帰りやすいに洗つた上、翌日持ってきて下さい。

④コイン、おもちゃ、キーホルダーなどは持せないでください。

⑤手提げ袋は園でお渡する終本や誕生日会のプレゼントを、その他の物を持ち帰る際に使用します。常時使用できますよう、毎日持せておいてください。

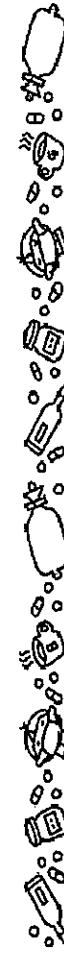
⑥うなぎ組は毎日持つて園で毎週末に持ち帰り翌週に必ず持てて下さい。



11. おたより帳について

①おたより帳は、連絡のお手紙等をはさんでありますので、園や担任からの連絡事項がないか毎日ご確認ください。また翌日には必ず持たせておいてください。

②利用料金等支払時はこのおたより帳を担任にお渡しください。



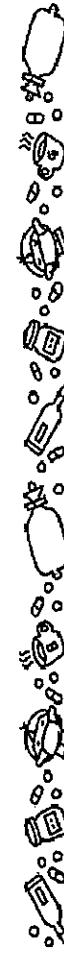
12. お弁当について

①行事の予備日、

②調理設備機器の故障により給食の実施ができない場合、

③道路状況により給食材料の運搬が不可の場合、

④アルギー等で給食提供が困難な場合はお弁当日算定します。お弁当のご用意をよろしくお願いします。



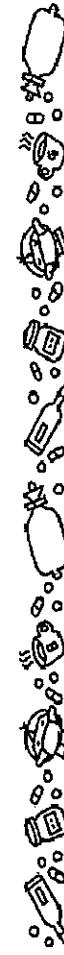
13. 園児緊急連絡票について

①園児緊急連絡票は

②送迎者の名前が記載された書類です。

③引っ越しによる住所変更や、様々な事情による家族構成の変動（保護者の変更）が生じた場合は、その

事実が発生する前に必ず担任にご連絡ください。最新の事実に基づづけられた緊急連絡票の提出をお願いします。他園において離婚の子どもの連れ去りの事件も発生しております。担任までの連絡や緊急連絡票の提出がなれ、場合のトラブルにつきましては、園は一切の責任を負いませんので、すみやかにご対応をよろしくお願いします。

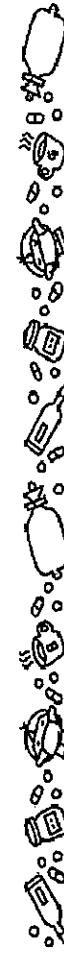


14. 利用料金の支払いについて

①特定教育・保育にかかる利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める利用者負担額（月額）をたかさき二ほどにお支払いただきます。

月の途中で入園する場合については、在籍日割に応じ日割計算で算定します。



15. 料金の滞納

保護者が正当な理由なく利用料金を1ヶ月以上滞納した場合は、事業者は、90日以上の期間を定めて、料金を支払わない場合に

は契約を解除する旨の催告をることができます。

16. 退園について

保護者は又は子どもとの事情で中途退園する場合、保護者は園園予定日の前月1日前まで事業者に書面にて申し出るものとします。

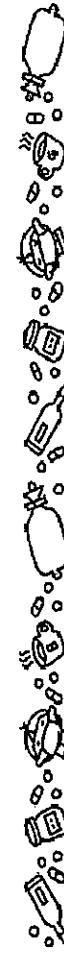
次の事由に該当した場合は、保護者は文書で事業者に通知することにより、この契約を直ちに解除することができます。

①事業者が正当な理由なく、または連絡が取れず、お問い合わせが受けられず、治療開始が遅くなるなど、これからに起因するケースにつきましては、園は一切の責任を負いませんので、ご承知ください。

②保護者が故意又は過失により子ども及び保護者の身体・財物・信用等を傷つけたり、又は著しい不當行為があつたとき、その他

この契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

以上の園児部費責任保険の範囲内で保障させています。



17. 保育料の滞納

①全員が対象となるもの

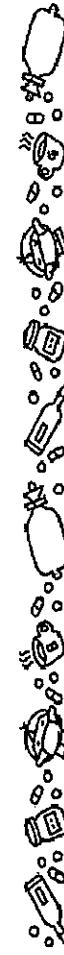
特定教育・保育の提供に要する利用者負担金等

②全員が対象となる利用者負担金（上乗せ徴収分、実費分）

③全員が対象となる利用者負担金

④全員が対象となる利用者負担金

⑤全員が対象となる利用者負担金



18. 保育料の支払いについて

・時間外保育や延長保育の利用について

・すべて前月20日までの申請書提出が必要です。

④教育保育料滞納認定期定子どもにかかる時間外保育料金について

⑤17.01～17.30までの場合は、月額 3,000円 1回 300円

ご利用を希望される場合は前月20日まで保育必要時間申込書を提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。 *許可された保育必要時間を超えた場合 1回 100円

⑥保育料滞納認定期定子どもにかかる時間外保育料金について

⑦7.30～9.00までの場合は、月額 3,000円 1回 300円

ご利用を希望される場合は前月20日まで保育必要時間申込書を提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。 *18:30～19:00までの場合は、月額 2,000円 1回 100円

ご利用を希望される場合は前月20日まで保育必要時間申込書を提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。 *19:00～20:00までの場合は、月額 1,000円 1回 100円

ご利用を希望される場合は前月20日まで保育必要時間申込書を提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。 *20:00～21:00までの場合は、月額 500円 1回 50円

ご利用を希望される場合は前月20日まで保育必要時間申込書を提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。 *21:00～22:00までの場合は、月額 300円 1回 30円

ご利用を希望される場合は前月20日まで保育必要時間申込書を提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。 *22:00～23:00までの場合は、月額 100円 1回 10円

ご利用を希望される場合は前月20日まで保育必要時間申込書を提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。 *23:00～24:00までの場合は、月額 50円 1回 5円

ご利用を希望される場合は前月20日まで保育必要時間申込書を提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。 *24:00～25:00までの場合は、月額 25円 1回 2.5円

ご利用を希望される場合は前月20日まで保育必要時間申込書を提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。 *25:00～26:00までの場合は、月額 12.5円 1回 1.25円

ご利用を希望される場合は前月20日まで保育必要時間申込書を提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。 *26:00～27:00までの場合は、月額 6.25円 1回 0.625円

ご利用を希望される場合は前月20日まで保育必要時間申込書を提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。 *27:00～28:00までの場合は、月額 3.125円 1回 0.3125円

ご利用を希望される場合は前月20日まで保育必要時間申込書を提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。 *28:00～29:00までの場合は、月額 1.5625円 1回 0.15625円

ご利用を希望される場合は前月20日まで保育必要時間申込書を提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。 *29:00～30:00までの場合は、月額 0.78125円 1回 0.078125円

ご利用を希望される場合は前月20日まで保育必要時間申込書を提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。 *30:00～31:00までの場合は、月額 0.390625円 1回 0.0390625円

ご利用を希望される場合は前月20日まで保育必要時間申込書を提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。 *31:00～32:00までの場合は、月額 0.1953125円 1回 0.01953125円

ご利用を希望される場合は前月20日まで保育必要時間申込書を提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。 *32:00～33:00までの場合は、月額 0.09765625円 1回 0.009765625円

ご利用を希望される場合は前月20日まで保育必要時間申込書を提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。 *33:00～34:00までの場合は、月額 0.048828125円 1回 0.0048828125円

ご利用を希望される場合は前月20日まで保育必要時間申込書を提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。 *34:00～35:00までの場合は、月額 0.0244140625円 1回 0.00244140625円

ご利用を希望される場合は前月20日まで保育必要時間申込書を提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。 *35:00～36:00までの場合は、月額 0.01220703125円 1回 0.001220703125円

(2)保育の提供にかかる利用者負担金

特定教育・保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分、実費分）

給食費